

阪神淡路20年 1.17は忘れない

## 「減災活動の日」の制定（案）

阪神・淡路大震災から20年を迎えようとしています。あの震災から、時の経過とともに震災の記憶が風化し、震災の経験と教訓の次世代への継承の大切さが改めて認識されます。

また、東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震など今後想定される大災害への備えも充実させなければなりません。

私たちは、阪神淡路20年のこの機会を捉え、県民こそって「減災」の活動に取り組むことにより、自助・共助・公助の連携を深め、防災先進県「兵庫」の実現を目指そうではありませんか。

このため、今年4月からの1年間、県民が家庭や地域、職場で実践的な減災活動に取り組む日として、毎月17日を「減災活動の日」に定めます。

- 1 県民に取り組んでいただく減災活動として、  
どんな地震でも命を失うことのない、住宅の耐震化  
タンスや冷蔵庫などの転倒によって負傷することない室内安全対策  
水や食料、電気やガスが途絶えても1週間生活できる備蓄物資の確保  
家族間の連絡方法や避難所・避難経路の確認などの避難対策  
を推奨します。
- 2 県民会議構成員は、毎月17日に自ら減災活動に取り組むとともに、関係する事業者や県民に対し、活動に取り組むよう呼びかけます。
- 3 県民会議は、県民総参加「減災」キャンペーンを展開し、「減災活動の日」カレンダーやパンフレット等の配布、防災訓練への専門家の派遣などを通じて、県民・構成団体・事業者が行う活動を支援します。

以上、決議します。

平成26年4月17日

ひょうご安全の日推進県民会議